

資料 3

【令和8年度銚子市国民健康保険料の改定に関する各種世帯の保険料額】

保険料は加入者の年齢、所得、世帯構成によって異なります。

世帯構成の類型を3つ用意し、それぞれの世帯で、世帯収入が200万円、500万円、700万円の場合で、保険料がどれくらい変わるかを示しています。

類型	前年収入	前年所得	現行	改定案①	改定案②	改定案③	現行との差額		
							改定案①	改定案②	改定案③
Ⓐ単身世帯 40歳	200万円	132万円	193,900円	198,000円	199,400円	200,600円	4,100円	5,500円	6,700円
	500万円	356万円	468,200円	478,300円	488,300円	500,000円	10,100円	20,100円	31,800円
	700万円	520万円	669,200円	683,700円	699,800円	719,200円	14,500円	30,600円	50,000円
Ⓑ2人世帯 夫：65歳 妻：65歳	200万円	90万円	101,200円	104,200円	104,400円	104,900円	3,000円	3,200円	3,700円
	500万円	356.5万円	420,900円	432,700円	436,300円	446,800円	11,800円	15,400円	25,900円
	700万円	526.5万円	590,000円	606,400円	612,700円	630,400円	16,400円	22,700円	40,400円
Ⓒ4人世帯 夫：40歳 妻：40歳 息子：16歳 娘：15歳	200万円	132万円	223,400円	227,600円	229,500円	232,200円	4,200円	6,100円	8,800円
	500万円	356万円	612,200円	624,000円	633,000円	644,700円	11,800円	20,800円	32,500円
	700万円	520万円	813,200円	829,400円	844,500円	863,900円	16,200円	31,300円	50,700円

注：Ⓐ及びⒸについては給与所得、Ⓑについては年金所得で計算しています。